

大磯町障がい者活躍推進計画

機関名	大磯町
任命権者	大磯町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
大磯町における障がい者雇用に関する課題	<p>本町においては、令和元年6月1日時点で法定雇用率2.50%を下回る2.39%となっています。</p> <p>そのため、障がい者である職員の新たな募集・採用に努めるとともに、定着に向け、さらなる体制整備や各種取組を行っていく必要があります。</p>

目標	
①採用に関する目標	<p>各年（6月1日時点）における実雇用率が法定雇用率を上回ることをとします。（全機関で合算した実雇用率）</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.39%（法定雇用率2.5%）</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>障がい者である職員の定着を促進し、不本意な離職者を極力生じさせないようにします。</p> <p>（評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理を行います。</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用促進者として総務課長を選任します。（令和元年9月6日に選任済）</p> <p>○障害者職業生活相談員を選任し、障がい者である職員の職業生活全般についての相談、指導を行います。また、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知します。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、神奈川県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</p> <p>○障がい者である職員が配属されている部署の職員を中心に、神奈川県労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募ります（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。</p>

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用又は部署異動時をはじめ定期的に面談を行い、障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障がい者である職員の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討します。 ○所属長による人事評価の面談等を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定の工夫に努めます。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○時差出勤勤務制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進します。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。